

2017年度東京都予算編成に対する重点要望

2016年12月21日

日本共産党東京都議会議員団

< 1 > 築地市場移転の抜本的再検討

- 1、築地市場の移転については抜本的に再検討し、豊洲新市場予定地の安全性の徹底した調査・検証をおこなうこと。食の安全・安心が保障できなければ、豊洲への移転を中止すること。
- 2、築地市場の本格的補修・改修を早急におこなうこと。移転延期に伴う市場関係者の費用負担については、都の責任で速やかに対応し、補償すること。

< 2 > 五輪費用の削減と透明化

(五輪費用の削減)

- 3、五輪にむけ整備する競技場は、ひきつづき整備費削減につとめるとともに、大会後もアスリート、都民が納得できるスポーツ施設となるよう努力すること。
- 4、仮設競技場整備費などの負担は、費用の膨張を抑制するよう働きかけるとともに、立候補ファイルにもとづく分担を原則とし、新たな都負担の拡大は行なわないこと。
- 5、国が財政面でも開催国として責任を果たすよう働きかけるとともに、新国立競技場整備への都負担はおこなわないこと。
- 6、五輪総費用の削減と透明化について、ロンドン五輪を参考に実効性のある仕組みを構築すること。総費用の徹底した削減と、都、国、組織委員会の役割分担についての協議や意見交換の全容を明らかにすること。

(選手村計画の見直し)

- 7、選手村は、大手デベロッパーである特定建築業者への土地譲渡価格が1㎡10万円以下という低価格での優遇措置を改め、基盤整備費の負担を含め適正な負担を求めること。住宅計画に都営住宅などを盛り込むこと。

< 3 > 入札契約制度の改善

8、大規模工事案件などについては、入札金額の事前公表やJVのあり方について再検討すること。入札監視委員会は公平公正・透明性を確保するため、第三者機関にふさわしく役割を発揮し、高落札率や1者入札の案件、談合情報のあった案件については審議対象にすること。

< 4 > 保育園の増設と質の充実、待機児解消

(待機児童解消、保育園の増設と質の充実)

9、待機児ゼロにむけ認可保育所を整備の中心にし、4年間で9万人分ふやすこと。公立保育園の新設、増改築への整備費補助を行うこと。認可保育園および認証保育所、その他の認可外保育施設について、指導、検査体制を手厚くし、事前通告なしの立ち入り調査を増やすこと。

(都有地等の活用による福祉インフラ整備の推進)

10、都有地等を活用した福祉インフラ整備を促進し、都営住宅・公社住宅の建て替え等により創出される用地の提供、公営企業、監理団体の保有する未利用地の活用をいっそう強化すること。

(福祉人材の賃金の引き上げ)

11、保育士をはじめ福祉・介護人材の賃金の大幅な引き上げを、国に求めるとともに、都として独自助成をふくむ対策を実施すること。保育士等キャリアアップ補助、民間社会福祉施設サービス推進費補助は、経験年数加算を行うことをはじめ改善・拡充・増額すること。

(福祉人材の増配置、確保対策の強化)

12、保育士をはじめ福祉人材の職員配置の抜本的な改善を、国に求めるとともに、都独自加配を拡充すること。

< 5 > 高齢者福祉の拡充

(シルバーパスの拡充)

13、多摩都市モノレール、ゆりかもめ等にもシルバーパスを適用すること。現在の2万510円パスの対象者に対し、所得に応じた中間の費用負担の設定をすること。

(特別養護老人ホーム等の整備促進、支援の充実)

- 14、特別養護老人ホームや地域密着型サービスなどの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。

(認知症対策の拡充)

- 15、認知症疾患医療センターを増設し、地域拠点型の病院のアウトリーチへの支援を拡充するとともに、区市町村の初期集中支援チームの実施をひろげるために支援を拡充すること。多摩地域に認知症支援推進センターを設置すること。

<6> 「居住の権利」を保障する住宅施策への転換

(都営住宅の増設等)

- 16、都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。

(空き家対策の強化)

- 17、区市町村の空き家対策利活用事業への支援を拡充すること。

(マンション対策の拡充)

- 18、マンションの大規模修繕への利子補給制度を拡充するとともに、助成制度をつくること。

(住宅リフォーム助成の実施)

- 19、住宅リフォーム助成を都として実施すること。また、住宅リフォーム助成を実施する区市町村への財政支援を行うこと。

(住宅局の復活等)

- 20、住宅施策の専管部局として、住宅局を復活させること。

<7> くらし、雇用、若者への支援の強化

(最低賃金の引き上げ)

- 21、都独自に、都内労働者の最低賃金をただちに時給1000円以上に引き上げ、時給1500円をめざす「東京ルール」や、非正規労働者と正規労働者の格差是正など、人間らしく働き生活できる雇用環境確保対策を実施すること。負担が増加する中小企業への支援策をあわせて実施すること。

(家賃助成など住まいの支援)

22、若者への家賃助成制度を実施するとともに、低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備、提供すること。

(国保料の負担軽減)

23、国民健康保険料(税)の重い負担を軽減するため、子どもの均等割保険料の引き下げや低所得者への保険料減額の拡充等、区市町村への財政支援を行うこと。国に対し、国民健康保険への国庫負担を抜本的に増額するとともに、広域化をやめるよう求めること。

(ディーセントワークの推進)

24、都として「ディーセントワーク推進本部」を設置し、人間らしい働き方を広げる施策を推進すること。正規労働を雇用の中心にすえるため、非正規雇用の正規化をすすめる中小企業への助成を拡充すること。事業者に対し、労働関係法令の遵守を呼びかけるとともに、セクハラ・パワハラ・マタハラは人権侵害であることを周知・徹底すること。

(職業訓練の拡充)

25、高校中退者、非正規雇用者、非就業者を正規雇用につなげる職業訓練や、福祉、建設など人材不足が深刻な分野の職業訓練の規模と内容を大幅に拡充すること。都として職業能力開発大学校、短期大学校の設置を検討すること。

<8> 都民の健康・いのちを守る保健・医療・看護の充実

(地域医療整備の推進)

26、新たな保健医療計画の策定にあたっては、国の医療費削減路線に従うのではなく、すべての都民が十分な医療を受けられるよう病床の確保、増床を進めるとともに、医療の地域格差を解消するものとする。療養病床など地域で不足する医療機能等の充足にむけて、整備費と運営費の支援などを実施すること。

(医師等確保対策の強化)

27、小児科、周産期医療、救急医療などの医師の養成、確保対策を強化すること。東京医師アカデミーにおいて、総合診療医の育成と、受講生が多摩地域をはじめ医師が不足する地域の病院での勤務を行なう方策について検討をすすめること。看護師確保支援も拡充強化すること。

(救急医療の拡充)

28、救急搬送時間の大幅な短縮にむけ、救急車の台数を増やすとともに、増車に見合う救急隊員の増員を行うこと。救急医療機関における救急搬送患者の受け入れ体制を強化すること。

(がん対策の拡充)

29、がん検診を無料化する区市町村への財政支援を行うなど、検診の受診率を抜本的に引き上げる対策を実施すること。

(受動喫煙防止対策の充実)

30、受動喫煙防止条例をすみやかに制定し、受動喫煙による健康被害防止対策を抜本的に強化すること。

(都立病院等の拡充)

31、都立病院は直営を堅持し、拡充すること。経営形態のあり方の検討は中止すること。都立病院、公社病院の医師、看護師、薬剤師等を大幅に増やし、待遇改善と医療・看護体制強化を図ること。多摩・島しょの公立病院・診療所への支援を拡充すること。

<9> 障害者・難病患者への支援、地域福祉の拡充

(障害者差別禁止条例の制定)

32、当事者の全面的な参加のもとに障害者差別をなくすための条例を制定すること。

(障害者福祉サービス基盤の整備促進)

33、通所施設やグループホーム、短期入所施設等の整備に対する特別助成を継続・拡充し、サービス基盤整備を促進するとともに、入所施設の整備を促進すること。

(経済的支援の強化)

34、障害者の医療費助成を拡充するとともに、福祉手当、重度障害者手当を拡充・増額すること。高齢者の新規申請を再開すること。精神障害者に対する福祉手当を実施すること。

(難病対策の拡充)

35、難病新法による対象疾患の拡大に対応して、ピア相談員体制をさらに強化するなど、難病相談・支援センターの機能を拡充するとともに、多摩地域にも設置すること。

<10> 中小企業、農業への支援の拡充

(中小企業・小規模企業振興基本条例の制定)

36、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定することともに、中小企業、小規模企業者などによる「中小企業・小規模企業振興会議」を都として設置すること。知事の付属機関としておかれ知事の諮問に応じて中小企業振興対策の基本方針等を審議するとされている中小企業振興対策審議会を、早急に開くこと。

(ものづくりへの支援の充実)

37、高度な技術力を持つものづくり集積の振興を都政の重要な柱として位置づけて、まちづくり、福祉、医療、学校との連携を強化するなど、全庁あげて施策を拡充すること。産業集積地域への支援事業を大幅に増額すること。集積地域ごとの必要な人材の投入、研究開発機関や実験施設の整備、異業種との連携を支援すること。

(伝統工芸品産業の振興)

38、長い歴史の中で技術が受け継がれ、日常の生活に生かされてきた伝統工芸の継承と発展のために支援を抜本的に強めること。

(制度融資の拡充)

39、長期貸付、無利子ないし超低利、売上減少率の要件緩和など、中小企業が利用しやすい制度融資を創設すること。業績の悪化している中小企業に対し、信用保証協会が借入額の100%を保証する制度融資を拡充すること。区や市の制度融資に、保証料補助、利子補給を行うこと。資金繰りがとくに困難な企業には、経営状況に応じて上乘せすること。個人保証なしの融資を拡充すること。

(商店街への支援の拡充)

40、地域・消費者に魅力ある商店街づくり、地域・消費者参加の商店街活性化に取り組む商店街や区市町村に対する支援事業を創設すること。「新・元気を出せ！商店街事業」を拡充すること。商店リフォーム助成事業を実施すること。

(中小建設業への支援の充実)

41、生活密着型公共事業を拡大し、都民生活の質の充実と、中小建設業者の仕事確保、雇用拡大を図ること。公共工事の工事費を積算する労務単価の引き上げが、受注企業の技能労働者をはじめ中小建設業の現場労働者の賃金の改善につながるよう、都として対策を講じること。

(都市農業への支援の充実)

4 2、都市農業を東京の基幹産業と位置づけ、都市農業振興にむけ担い手育成を拡充すること。生産緑地の指定要件緩和、追加指定と区市町村が買い取る場合への財政支援を行うこと。農業施設用地や屋敷林などの宅地並み課税の軽減すること。都市農地、遊休農地や、遊休農地状態にある土地について、防災など、まちづくりに欠かせない都市施設として維持できるようにすること。

< 1 1 > どの子ものびる教育へ、教育条件を整備・拡充すること

(都独自の給付型奨学金の創設等)

4 3、都独自の給付型奨学金制度を早急に創設すること。実施にあたっては、高校生の生活実態にあわせ、所得制限を高く設定し十分な金額を支給すること。私立高校生にたいしては、授業料に加え入学金や施設費なども軽減の対象とし、幅広い階層の負担軽減がすすむよう支援すること。また東京都出身の大学生、専門学生等への給付制奨学金制度を創設すること。首都大学東京の授業料減免をはじめとする学生支援の取り組みに対し、財政支援を強化すること。

(少人数学級の拡大)

4 4、35人学級を来年度から小学校は3・4年生まで、中学校は2年生まで拡大し、早期に全学年にひろげること。さらに小中学校の30人学級を計画的に実施すること。少人数指導加配は習熟度別指導を条件とせず、1学級2展開を認めること。

(不登校、いじめ対策の強化)

4 5、全区市町村および都立小中高等学校、特別支援学校へのスクールソーシャルワーカーの配置・活用を進めること。スクールカウンセラー配置のいっそうの拡充、および養護教諭の複数配置を進めること。

(特別支援教室への対応)

4 6、特別支援教室の実施にあたっては個別指導とともに、小集団指導が実施できる体制をつくること。教員の配置を拠点校ごとに(児童10人に1名プラス1名)とすること。施設設備の整備、教材の確保への財政支援を充実。

(特別支援学校の教室不足解消等)

4 7、特別支援学校の教室不足解消は、学校設置基準(適正な学校規模)を明確にし、特別支援学校を大幅に新增設し、すべての障害種の学校について学級数文の普通教室を確保するとともに、特別教室の転用を解消し、運動施設などもふくめた教育環境の

整備を行うこと。重度重複学級を実態にあわせて増設すること。プールの温水化をすすめること。

(私学助成の拡充)

48、私立学校教育の充実と公私格差解消のため、私立学校経常費2分の1補助を堅持し拡充を図ること。30人学級など少人数学級のための特別補助を実施すること。

<12> 人権施策、男女平等の推進

(人権施策の充実)

49、人権施策の推進にあたっては、憲法の人権保障を明確にし、貧困対策、女性差別、性的マイノリティへの差別をなくす取り組みなどを強化すること。国籍、宗教、政治、性別そのほかの理由によるあらゆる差別をなくす人権施策を推進すること。

(男女平等参画の推進)

50、新しい行動計画策定にあたっては、国連女子差別撤廃条約にもとづく実効ある男女平等施策を具体化すること。働く女性への「間接差別」等の是正、均等待遇の実現、子どもを産み育てながら働き続けるための条件整備、シングルマザーやすべての年代の女性の貧困問題の解決などの施策をすすめること。女性保護施設を増設するとともに、若年女性など年代ごとの特性にも配慮した対策を推進すること。

<13> 首都直下地震、豪雨などの防災対策の抜本的強化

(住宅、マンション耐震化の促進)

51、住宅の耐震化を促進するために、助成対象地域を都内全域とし、助成額を抜本的に引き上げるなど大幅に拡充すること。

(感震ブレーカーの普及促進)

52、震災時の出火防止に効果がある感震ブレーカーの普及にむけ、都民への啓発の強化、購入・設置費への助成などを進めること。

(集中豪雨、水害、土砂災害対策の強化)

53、集中豪雨による水害や土砂災害への総合的対策を、23区・多摩・島しょいずれの地域においても、抜本的に強化すること。丘陵地の造成地、急傾斜地など崩壊危険箇所、がけ地の対策を強化・促進すること。国や区市町村とも連携し、広域避難計画やタイムライン（事前防災行動計画）の策定に取り組むこと。

(地下街・地下鉄の水害対策の強化)

54、地下街や地下鉄の水害対策を抜本的に強化すること。浸水危険箇所を特定した対策、安全な避難経路の特定、地下水、地下街に浸入しないように止水板設置や雨水を貯留する施設の整備、管理者や都民への危険性についての啓発などの対策を進めること。都民に地下災害での避難の仕方について周知徹底すること。

(避難所)

55、つり天井、照明などの非構造物の落下を防ぐ対策や、窓ガラスの破損を防ぐ避難所の整備を行なうこと。

<14> 創エネ・省エネの促進と環境先進都市への転換

(地球温暖化対策の強化)

56、温室効果ガス削減の目標を大幅に引き上げるよう、国に求めること。都として、温室効果ガス排出量取引制度における削減目標を引き上げること。電気事業者も総量削減義務とキャップアンドトレードの対象とすること。また、テナントビルを含めた中小規模事業所の省エネルギーを促進するため、無料診断とともに普及、啓発を強化し、高効率機器の導入など省エネ促進策への支援を拡充すること。

(再生可能エネルギー導入、省エネ対策の強化)

57、住宅用ソーラーパネル設置補助の復活をはじめ、太陽光機器やコジェネレーションシステム、蓄電池などの設置について支援を行うこと。住宅省エネリフォームの支援を拡充すること。太陽光・熱、風力、洋上風力、波力、中・小水力、地中熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーによる発電を支援し、地産地消型再生可能エネルギーの導入拡大を行うこと。

(原発再稼働の中止)

58、原発再稼働の中止を国に強く求めること。

<15> 移動権、交通権を保障する地域交通の整備、交通バリアフリーの推進

(自動車交通を抑制し渋滞を解消する対策の推進)

59、自動車交通を抑制して既存の道路を有効に活用するため、公共交通への乗り換え促進、都心部への乗り入れ規制などの交通需要マネジメント（TDM）、最新のインターネット技術を活用して効率的な信号制御などを行うことで渋滞解消等を図る高

度道路交通システム（ITS）の導入を促進すること。

（コミュニティバスへの支援の強化）

60、東京の総合的な交通政策の柱の1つにコミュニティバスを位置づけるとともに、コミュニティバスへの支援を抜本的に拡充すること。コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直しを行うなど、都の支援を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し23区も補助を受けられるようにすること。

（交通バリアフリーの推進）

61、都内すべての駅への可動式ホーム柵（ホームドア）設置を進めること。鉄道駅や車両内の、移動や情報提供などのバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を更に推進し、要望のある所は複数ルートの設置を行うこと。

<16> 多摩格差の解消、島しょ振興の推進

（子どもの医療費助成の拡充支援）

62、「東京都子どもの医療費の助成に関する条例」を制定し、義務教育就学児医療費助成は外来200円の負担をなくし、通院についても無料化し、乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃する市町村の取り組みを支援すること。

（小児医療、周産期医療の拡充）

63、多摩地域および区部の小児医療、周産期医療を拡充し、不足がいちじるしい多摩地域のNICU増設を促進すること。

（無電柱化の促進）

64、多摩地域で大きく立ち後れている無電柱化を改善すること。

（財政支援の強化）

65、市町村総合交付金を大幅に増額し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。

（島しょ振興の強化）

66、「東京都離島振興計画」の実現に必要な財政支援を強化し、離島の足である空路、

航路の拡充を進めるとともに、貨物運賃補助の拡大を図ること。観光産業をはじめ、大島町復興計画に盛り込まれた産業振興事業推進への支援を強化すること。観光客等への宿泊助成を継続すること。

以上